

## 第7回いわき市下水道事業等経営審議会議事録

○ 日 時 令和5年9月1日(金) 午後2時～午後4時20分

○ 場 所 本庁舎第8会議室

○ 出席者 1 委員

(出席:10名)

飯田 教郎、井上 久美子、岡 光義、河合 伸、  
小松 ひと美、鈴木 俊彦、高荒 智子、原田 正光、  
蛭田 光治、油座 順子

※五十音順・敬称略

2 事務局

・生活環境部

渡邊生活環境部長

蛭田生活環境部次長

・生活排水対策室

渡辺生活排水対策室長

・経営企画課

佐藤経営企画課長、田仲経営企画課課長補佐、

鈴木経営企画係長、吉田財務係長、志賀業務係長、

宇佐美主査、小野主査

・下水道事業課

矢吹下水道事業課長

山崎計画管理係長

・北部下水道管理事務所

吉村北部下水道管理事務所長

・南部下水道管理事務所

小松南部下水道管理事務所長

○ 配布資料 ・配布資料1 下水道事業の経営について

・別添資料1 類似都市一覧表(令和3年度)

・別添資料2 各年度の下水道事業会計決算

### 1 開会

会長より、本日の議題が「下水道事業の経営について」であるため、今回の審議内容については、下水道事業の経営の根幹に関わる具体的な事項が含まれていることから、公開に当たっては慎重を期すべきものであると考え、本日の会議を非公開とすることが確認された。

### 2 報告

前回の議事録について、事務局より報告した。

### 3 議事

(1) 議事録署名人の選出について

今回の議事録署名人は、会長の指名により、油座委員と飯田委員に決定した。

(2) 下水道事業の経営について

- ・事務局説明
- ・質疑応答

(委員)

マンションなどの修繕では、建築資材などの高騰で、当初の計画よりも、2倍3倍に増額となっているらしいが、下水道施設の場合も、以前に立てた修繕計画から増額しているのか。

(事務局)

下水道事業の工事でも、コロナの影響やウクライナ侵攻などの影響で、修繕単価、資材単価、労務単価などが上昇している。

令和6年度に、下水道施設の維持補修にかかる修繕計画の見直しを行う予定だが、その際には、物価高騰分の経費を反映するとともに、さらなる見直しで事業費の圧縮を図り、総事業費は変えずに、整備を進めていくように計画したい。

(委員)

(配布資料1の)3ページの維持管理費の推移表では、通常分の維持管理費が、令和3年度までは横ばいで、令和4年度以降は増額となっているのはなぜか。

(事務局)

下水道の処理を行う上での薬品代、燃料代などが高騰しているためである。

(委員)

(配布資料1の)7ページの下水道使用料収入必要額算定方法の説明では、改定後に、約3億円近い資金が確保でき、翌年度以降は、同額程度で繰り越していくということだが、翌年度以降の資金期末残高が増加していないのはなぜか。

(事務局)

本市の人口ビジョンの推計値では、人口減少が想定されている。

それに伴って有収水量も減少すると見込まれるため、下水道使用料も減少すると見込み、翌年度繰越額は増加しないと想定している。

(委員)

今回の下水道使用料改定で、いわき市が県内トップの下水道使用料になるようだが、他市で料金改定を検討しているところはあるか。

(事務局)

県内12市に、電話調査を行ったところ、多くの自治体では据え置きとの回答であった。

数市から、改定を検討しているとの回答があったが、電気代高騰も含め、収支の状況を見極めたうえで検討していくとのことで、来年度から改定を

行うところは無かった。

(委員)

今回の改定で、いわき市が県内で1番高くなるので、なぜ下水道使用料がこんなに高くなるのかを、市民には分かりやすく説明していてもらいたい。

(事務局)

委員の指摘どおり、分かりやすい説明というのが大事になる。

本市は、広域であり、分散した都市であることから、下水道管の距離が長いこと、下水処理場も複数稼働していることなど、他市と比較して多額の経費がかかっている。下水道使用料は、市民へ一定程度のサービスを提供するための必要な経費であるということを説明していきたい。

(委員)

資料では、モデル世帯で1か月20 m<sup>3</sup>使用となっているが、本市の全世帯のうち、どれくらいの割合なのか。

(事務局)

本市全体の平均値である接続戸数一戸あたりの有収水量は、令和4年度実績で平均21.2 m<sup>3</sup>であるので、おおむね、モデル世帯と近似値である。

なお、総務省では、一般的な比較をする際に、1か月20 m<sup>3</sup>としているので、本市でも同様としたところである。

(委員)

検針票の裏側の料金積算表は2か月分となっているが、説明があった20 m<sup>3</sup>は1か月分ということで良いか。

(事務局)

お見込みのとおり、資料は、条例上の単価である1か月あたりの料金で記載している。

(委員)

下水道使用料の請求は2か月に1度だが、電気代などと同じく1か月単位での請求にはならないのか。

(事務局)

下水道の検針は、ご存じの通り、水道の検針と一緒にしているので、毎月検針となると経費がかかることになり、水道局との兼ね合いもあることから、今までどおりの方法で行っていきたいと思っている。

(委員)

資金繰りの考え方だが、一定程度の資金を確保したいのであれば、例えば、令和6年度、7年度の企業債発行を、それぞれ1.5億円ずつ増やせば、3億円確保できるのではないか。

(事務局)

企業債は、建設改良費のために借りるものであり、資金繰りのために借りられる企業債は基本的に無いため、企業債で賄うことは難しい。

(委員)

建設改良費でいうのなら、別添資料2を見ると、令和5年度は、建設改良費108.7億円、企業債57.4億円、令和6年度は、建設改良費39.3億円、企業債28.7億円であり、建設改良費の全額分を起債で借りる余地があるのではないかと。

(事務局)

企業債は、建設改良費のうち建設に係る費用にのみ借りることができるもので、事業費の財源としては、国県補助金を充当し、その残りを企業債で充当することになる。例えば、事業費が20億円の場合、10億円は国費で賄い、残りを起債で充当していくが、現在は、借入可能額の全額を借り入れて事業を進めている。

現時点では、建設改良費に充当する企業債は、全て借りる前提で収支見通しを立てている。

(委員)

企業債の償還を抑える方法はどうか。

(事務局)

企業債は、基本的に30年間で償還を行っている。償還にあたっては、国、県に同意を得なければならず、例えば、償還期間を30年から40年へ延ばすということは認められていない。

ただし、例えば、減価償却が45年間の施設などは、起債償還期間が30年間とすると、その差15年分については、平準化債という別な起債を借りることが国から認められている。こちらも最大限に活用することを見込んで上で、今回の収支見通しを立てている。

(委員)

企業債について、以前の説明に、繰上償還をして企業債の圧縮を進めているという説明があった。もし、無理して圧縮しているのであれば、繰上償還せずに、手元に必要な資金を残すやり方もあるのではないかと思ったが、起債計画で、返すものは全て返す、借りられるものは全て借りるとしているのであれば、致し方無い。

(委員)

一定程度の資金確保する金額は、3億円程度というのは変わらないのか。

(事務局)

過去の実績から算出した額であり、3億円程度を確保していくという考え方に変わりはない。

(委員)

借入額の引き上げが出来ないのであれば、建設改良費などの支出を減ら

すことはどうか。

建設改良費などは、いずれやらなければいけないとしても、必要な手元資金が貯まるまでは、先延ばしできる部分の支出を抑え、必要な資金が貯まったら、また事業を進めていくというやり方もあるのでないか。

(事務局)

建設改良費については、先送りできる案件であれば先送りを計画している。5年間で約5億円、年間1億円程度、先送りしており、必要なものに絞りながら、収支見通しを立てている。

(委員)

今回の使用料を値上げして、一定資金を確保すれば、計画期間中は、資金が不足することはないのか。

(委員)

一定程度の資金を確保していく目的は、想定しえない災害や突発的なトラブルなどに対応するためであり、想定できない事象に対しては、到底、足りない場合も十分考えられる。

これまでの7年間の平均で、一応、3億程度を確保したいという話だが、3億円を確保したから大丈夫と言い切ることは出来ないと思う。

(委員)

今回の改定額は、(配布資料1の)7ページの下水道使用料収入必要額算定方法の表中、資金期末残高を確保するために、4,309円が必要ということか。

(事務局)

資金期末残高は、(配布資料1の)7ページの「一定程度の資金確保額算定方法」で算出した金額である。委員の指摘通り、算出した額3億300万円を確保するためには、4,309円の使用料が必要であるという計算である。

(委員)

改定後の使用料が4,309円とのことだが、半端な印象があるので、例えば、分かりやすく4,300円にするのはどうか。

(事務局)

この4,309円は、20㎡あたりの使用料で、基本使用料と超過使用料を足したものになる。9円を削るとなると、他の超過使用料の単価にも影響するので、このままとさせていただきたい。

なお、前回改定の3,500円(現行使用料)は、計算上、たまたま切りのいい数字になっただけである。

(委員)

前回の下水道使用料改定の際は、改定案が2案あり、当時の審議会において協議したが、今回は1案しか提案されておらず、今までの論議でも、対案が示されていない。

今回の改定について、この後、市議会議員へ説明すると思うが、改定額、改定率が高いと言われた場合、改定額の変更について、再検討する余地はあるのか。

(委員)

改定について、前回（第二次）までの審議会での考え方と、今回（第三次）の審議会での考え方は、違うものと思っている。

前回（令和元年度）と前々回（平成26年度）の使用料改定のときは、経費回収率に注目した考え方であったが、今回は、下水道会計の収支不足が避けられない見通しで、使用料改定をやらないと下水道事業が立ち行かなくなるので改定を行うという考え方である。改定理由をしっかりと分かりやすく説明していけば、分かってもらえるのではないかと。

(委員)

改定の理由として、いわき市は、他市の経費回収率に比べると低いので、今回の改定でも、経費回収率を上げていくというのが基本ではないかと。

(委員)

汚水私費の原則から、経費回収率100%を目指すべきというのは理解できる。しかし、各都市の地域性もあり、特に、いわき市は広域都市なので難しい面もある。

今回の改定では、他市と比較してというよりも、資金不足で立ち行かなくなる現状を避けるための改定だと捉えるものだろう。

今回の改定で、現状の問題をクリアした上で、今後、経費回収率を考えていくということもあり得る。

今回は、電気代だけで、4.7億円など、とんでもない金額が上がっているので、この状況を打破するための改定だと捉えるべきではないかと。

(事務局)

現状のままでは、下水道事業が立ち行かなくなり、市民サービスがストップしてしまうので、それを回避するために、下水道使用料の改定が必要であるが、経費回収率が全く関係ないということではない。原則の100%を目指していくという考え方は変わっていないので、日々のサービスを継続しながら、経費回収率の改善を目指していきたい。

(委員)

(配布資料1の)7ページの表の下部に、汚水処理費という数字が出てくるが、どこから出てきた数字なのか。

また、今建設中の汚泥利活用事業の施設が、令和6年度から稼働した時の維持管理費への影響はどのようになるのか。

汚泥処理・利活用施設が、現在の維持管理費用に上乗せされるのか、もしくは、利活用なので、汚泥処理で発生するエネルギーを利用することにより電気代が節約できるメリットがあるとか、教えていただきたい。

(事務局)

汚水処理費の積算方法は、(配布資料1の)3ページの収益的収支の推移グラフのうち、維持管理費と減価償却費の金額がまず算定基礎となる。

この中に、汚水施設分と雨水施設分の経費が混在しており、このうち、汚水処理にかかる費用分を抽出した額である。なお、雨水施設分については、一般会計から繰り入れされている。

今回の汚泥利活用施設は、PFI 事業なので、施工した事業者と工事費用と維持管理の契約を締結している。

この民間事業者が、汚泥処理施設、固形燃料にする施設の維持管理をしていくことになり、汚泥処理する過程で発生するバイオガスを活用して発電し、その電気を電力会社に売電し、収入を得ることが出来るが、これは市の歳入とはならない。

(委員)

汚泥利活用施設に関する費用は、維持管理費に見込まれていないということか。

(事務局)

汚泥活用施設の維持管理費として、年間約 3 億円を計上している。

しかし、し尿処理については、衛生センターでやるべきものを、一旦、下水道施設である浄化センターで処理し、かかった費用分について一般会計から繰り入れされるため、プラス 3 億円というわけではない。

また、汚泥利活用施設が稼働することにより、中部浄化センターにある焼却施設は使わなくなるため、その維持管理費について、年間 約 1 億 7,000 万円経費として見込んでいた分が削減される。

(委員)

いわき市は、過去の災害で水がなくて苦労したから、ライフラインが大事だという認識があり、災害時の積立はきちんとやってもらいたいと思うので、809 円上がるというのは、審議委員としては納得できる。

しかし、市民の方は、下水道料金の値上げについては、あまり分からないと思うので、きちんと広報して、説明をしていただきたいと思う。

(事務局)

広報に関しては、我々も非常に重要と認識しているので、あらゆる方法でお知らせしていきたい。

(委員)

今回の改定の理由については、電気料金、燃料費など、毎年の処理費用についてしか触れられていない印象があるが、今後、資金が必要になるのは、施設更新だと思う。資本的収支の観点からも、安全、安心で安定して下水道が使える環境を整えるために、値上げが必要であると言っても良いのではないか。

(事務局)

委員の指摘どおり、下水道施設の更新には、多額の費用がかかる。

管路施設の老朽化も進んでおり、現状では、陥没や詰まりなどの事象が発生してから、補修工事等で対応しているが、場合によっては費用が多額になることもある。何か事象が発生してから対応すると、費用も市民への影響も大きいことから、今後は、状態の監視を強化し、事象が発生する前

に、異常が発見された都度に対応することで、費用も抑えられる予防保全の考え方で進めていきたいと考えている。

また、今回の改定では、資本的収支の話がないとの指摘だが、資本的収支である建設改良費の財源は、補助金 50%、起債 45%が充てられており、残り 5%を下水道事業会計で賄っている。

下水道使用料は、収益的収支の維持管理費用に充てられるもので、その維持管理費には、ポンプ場の維持管理経費、管渠の維持管理経費などがある。今般の電気代や燃料費の高騰の他にも、薬品など部分的に高騰しているものもある。なるべく費用を抑えて、最低限の維持管理費用を見込んでいるが、下水道事業会計全体として、下水道使用料を上げていかないと収支のバランスが取れないことから、今回の改定に至ったものである。

(会長)

この先、10年 20年 30年先に、どのようになっていくのかということも、非常に重要なことである。

長期的に先を見越していても、今回の燃料費高騰のような想定外のことが起きれば、その都度、検討していかないといけないが、先のこともある程度見通せるような計画を示していただきたい。

では、今回の審議会の協議内容である下水道使用料の改定は、やむなしということで総括してよいか。

(一同)

よし

(会長)

今後の審議会について、どのように進めていくか、事務局より説明いただきたい。

(事務局)

今後の日程については、今回の協議内容を答申案として事務局でまとめ、それを次回審議会で委員へお諮りし、その内容で良ければ、最終的に審議会から市長へ答申することとなる。

答申後は、市議会に答申内容を説明し、現時点の予定では、12月議会に下水道使用料の改定にあたる条例改正案を提出し、議決後、広報いわき等で市民の方に周知を図っていくように進めていきたい。

(委員)

念のために確認するが、上水道の改定はないのか？

(事務局)

令和9年度に向けて検討する、と聞き及んでいる。

(会長)

その他、委員の皆様から何かあるか。

(委員)

経営審議会の内容とは違うが、仙台市では、コロナの感染状況を下水道の検査で分かったと聞いたが、いわき市でも、下水道でコロナの感染状況がわかる検査を行っているのか。

(事務局)

おそらく、2～3ヶ月前の新聞報道で、下水道の水質検査をすることで、その地区のコロナ感染状況が分かるのではないかとといった取り組みが紹介されていた。

いわき市においては、同様の検査は行っていない。

もし、同様の取り組みをする場合、技術的に可能かどうかや検査結果の精査などが必要となるが、5類に移行した現在、今から取り組むものではないと思われることから、検査についての検討はしていない。

#### 4 その他

次回開催日について、決まり次第、連絡する旨を案内した。

#### 5 閉会

以上